

二特集二

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究

—具体的な配慮と運用に関する参考事例—

藤 本 裕 人

(教育情報部)

要旨：本研究は、現在の学校教育活動において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる場面をとらえ、そこから、これからのインクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導法を導き出すことを目的としている。障害者の権利に関する条約の批准に向けた検討が行われる中、我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に必要な諸条件整備に関する見解は、現時点では必ずしも明確になっているわけではないが、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ際の、配慮や指導方法などの現状を实地調査し、調査で得られた具体的な事例を検討し参考事例として取りまとめた。障害のある児童生徒への望ましい配慮の参考事例をまとめるに当たっては、平成24年7月23日に公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会）で示された新しい概念の「合理的配慮」「基礎的環境整備」の観点にそって、障害のある児童生徒への望ましい配慮や指導方法等を、実践例として提示した。

見出し語：インクルーシブ教育システム構築、合理的配慮、基礎的環境整備、交流及び共同学習

I 研究の目的と背景

1. 目的

本研究は、現在の学校教育活動において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる場面をとらえ、そこから、これからのインクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導法を導き出すことを目的としている。

平成20年3月に告示された小学校・中学校（以下、小・中学校）の学習指導要領では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」の機会を設けることが総則に明確に示された。これらの教育活動は今後の共生社会の形成、とりわけ、

障害者の権利に関する条約の批准・締結に関連して検討がなされているインクルーシブ教育システムの構築に深く関係するものとなる。

障害者の権利に関する条約の批准に向けた検討が行われる中、我が国において構築を目指すべきインクルーシブ教育システムの具体的な姿は、現時点で必ずしも明確になっているわけではない。その中で、現在の学校教育活動の「交流及び共同学習」において取り組まれている、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ際の、障害のある児童生徒への配慮や指導方法などの現状を把握し、そこから望ましい配慮や指導方法の在り方等を見出すことは、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けての重要な鍵となると思われる。

このことを踏まえ本研究では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学んでいる現在の学校教育活動の状況についての現地調査を実施し、そこで行われている配慮や指導に関して現状における成果及び課題の整理を行うとともに、そこから得られる、今後のインクルーシブ教育システムの構築に向けた、障害のある児童生徒への望ましい配慮や指導方法を、実践例として提示することを目的とした。

2. 背景

本研究の背景として、まず、本研究がこれまでに実施した、「交流及び共同学習」及び「インクルーシブ教育システム」のテーマに関する研究についてその概略を述べる。

平成16～19年度に実施したプロジェクト研究の一部である「交流及び共同学習の推進に関する実際的研究」（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、2008）では、我が国における交流及び共同学習の歴史と経緯を概観し、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の実態調査（障害種、教科、時間数、教科書、評価方法等）を行っている。さらに、特別支援教育への制度改正の趣旨、及びインクルーシブ教育システムの構築を見通して、我が国において障害のある児童生徒が学ぶ場の整備について、現行制度体制からのソフトランディングを意図した際に重要になる観点として、①「一人一人の教育的ニーズ」に応じる形で、特別な指導が「多い～少ない」の連続体として提供できる学習形態の存在が必要であること。②共生社会の一員として生活をすること、つまり、同世代の児童生徒と同じ学習経験を経て育つ学習環境が整えられていること、③「一人一人の教育的ニーズ」に応じた結果、「全て特別な指導」となる場合の学習環境が整えられていること。以上の3つの観点が示された。

さらに、平成21～22年度に実施した専門研究A「障害のある子どもの今後の教育についての基礎研究－インクルーシブ教育の構築に向けて－」（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、2011）では、障害のある児童生徒が小・中学校で学習する場

合の配慮について障害種別に現地調査を行い、その内容の整理を行った。その結果、障害のある児童生徒への配慮は以下の3つの観点から整理できることを示した。それは、①情報保障への配慮、②環境の整備への配慮、③心理面での配慮、である。また、この研究では、諸外国のインクルーシブ教育システムに関する訪問調査（韓国、オーストラリア西オーストラリア州、カナダオンタリオ州）、及び制度の紹介（アメリカ、イギリス）を行っている。諸外国において、インクルーシブな学習環境で個々の教育的ニーズに応じたプログラムの提供を行う教育システムやその考え方、実際の指導上の工夫など、様々な情報が得られている。

上記の調査研究に加え、研究の背景として考慮すべき重要な点は、我が国における障害者の権利に関する条約の批准に関する動向である。本研究は、上記の研究の延長上に位置づく研究であるが、加えて、我が国において現在進行している障害者の権利に関する条約の批准に関連した検討の状況を考慮しながら、研究を進める必要がある。特に、本研究で焦点をあてるのは、小・中学校において、障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と共に学ぶ際に必要な、また望ましい配慮や指導である。これは、障害者の権利に関する条約における reasonable accommodation にあたるものであり、我が国においては「合理的配慮」と訳され、その観点等が国から示されたところである。

また、平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示され、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきであること、そしてそこでは、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間をすごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要であることが述べられている。そして同報告書では前述のことに対応するため、「合理的配慮」の定義が示された。

本報告における「合理的配慮」とは、「障害のあ

る子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。そして、障害者の権利に関する条約において「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれることに留意する必要があることも述べられている。個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる柔軟な仕組みを整備することや、子ども一人一人の学習権を保障する観点からも、障害のある児童生徒への合理的配慮の提供は欠かせない。

「基礎的環境整備」については、「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備を行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶことが示されている。

本研究では、以上のことを踏まえて、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童生徒に個別に必要となる「合理的配慮」の考え方に即して具体的な事例を提供した。

Ⅱ 方法

1. 実地調査

平成23年度から、小・中学校で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ場面について、障害種毎の配慮等に関する実地調査を行った。現在、我が国では障害者の権利に関する条約の批准に必要な国内法の整備に関する検討や「インクルーシブ教育システムの構築」に向けての様々な施策展開が始まろうとする段階であるため、完成されたインクルーシブ教育システムという想定での調査を行うことは困難な状況であった。しかしながら、既に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の「交流

及び共同学習」の学習場面や、通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場面は存在しており、これらの情報等を集めながら、今後のインクルーシブ教育システム構築において必要な配慮の観点や具体的内容を見出すために実地調査に取り組んだ。

実地調査を行う学校の選定にあたっては、障害種毎に、小・中学校の通常の学級に在籍する当該の障害を有する児童生徒、特別支援学級に在籍して通常の学級で交流及び共同学習をしている児童生徒の情報の収集に努めた。調査に際しては複数の研究員（障害種毎）で学校を訪問し、実地調査を行った。

2. 実地調査結果の検討

1. の実地調査で得られた具体的な事例を通して、障害のある児童生徒への望ましい配慮の観点について、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムシステム構築の特別支援教育の推進」（平成24年7月23日）で示された、「合理的配慮」「基礎的環境整備」の観点にそって事例を整理した。

3. 「合理的配慮」「基礎的環境整備」の観点について

本研究では、平成24年7月23日公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の特別支援教育の推進（報告）」で示された「合理的配慮」にそって事例報告を作成した。

本報告書においても「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分とされているところで、実地調査の事例を検討する際に重視しなければいけないことは、今まで「配慮」という概念で使っていた情報の保障、環境の整備、心理的な配慮、教科指導における配慮等の様々な内容のうち、「個別に必要とされるもの」をしっかりと踏まえることが重要になる。また、現行の教育制度の中での様々な基礎となる環境である「基礎的環境整備」の状況も考慮しなければならない点である。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会より、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で報告された「合

表1 「合理的配慮」の観点

<p>「合理的配慮」</p> <p>< 「合理的配慮」の観点（1）教育内容・方法 ></p> <p>< （1）- 1 教育内容 ></p> <p>（1）- 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>（1）- 1 - 2 学習内容の変更・調整</p> <p>< （1）- 2 教育方法 ></p> <p>（1）- 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>（1）- 2 - 2 学習機会や体験の確保</p> <p>（1）- 2 - 3 心理面・健康面の配慮</p> <p>< 「合理的配慮」の観点（2）支援体制 ></p> <p>（2）- 1 専門性のある指導体制の整備</p> <p>（2）- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>（2）- 3 災害時等の支援体制の整備</p> <p>< 「合理的配慮」の観点（3）施設・設備 ></p> <p>（3）- 1 校内環境のバリアフリー化</p> <p>（3）- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>（3）- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p>

* 出典：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中央教育審議会初等中等教育分科会、平成24年7月23日

表2 「基礎的環境整備」の観点

<p>「基礎的環境整備」</p> <p>（1）ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用</p> <p>（2）専門性のある指導体制の確保</p> <p>（3）個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導</p> <p>（4）教材の確保</p> <p>（5）施設・設備の整備</p> <p>（6）専門性のある教員、支援員等の人的配置</p> <p>（7）個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導</p> <p>（8）交流及び共同学習の推進</p>

* 出典：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）中央教育審議会初等中等教育分科会、平成24年7月23日

理的配慮」の観点と「基礎的環境整備」は次の通りである（表1、表2）。

4. 事例報告おける「合理的配慮」の根拠

研究前半期の平成23年度は、平成21～22年度の研究において整理した配慮である、情報の保障、環境等の整備への配慮、心理面での配慮、教科指導にお

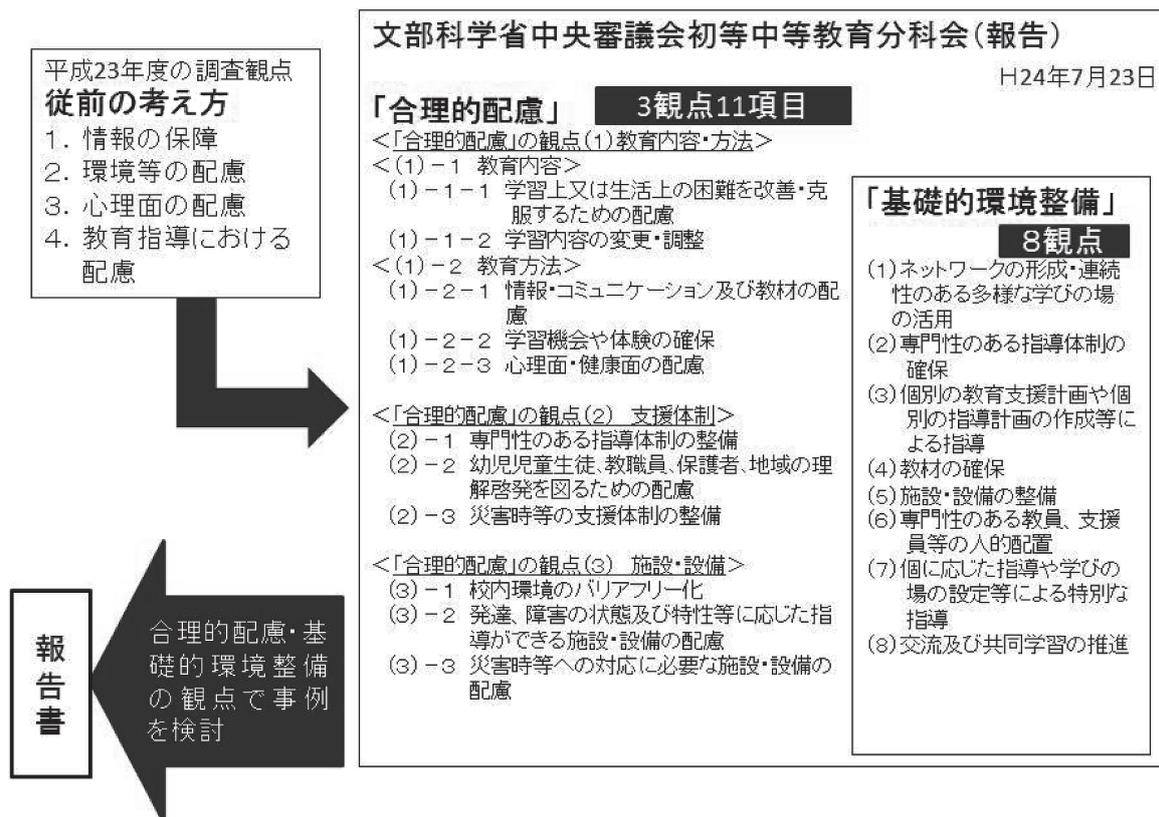


図1 平成23年度から平成24年度の実地調査観点

ける配慮を中心に実地調査に取り組んだ。

平成24年度前半は平成23年度の調査を継続したが、その後、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の検討状況を踏まえ、実地調査の観点を「合理的配慮」と「基礎的環境整備」に改め、実地調査の事例の整理を行った(図1)。

Ⅲ 結果(事例の概要)

「合理的配慮と基礎的環境整備の実際～小・中学校で学習している障害のある児童生徒の事例～」調査結果の概要は次のとおりである。(詳細な実地調査結果は、専門研究A「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究—具体的な配慮と運用に関する参考事例—」(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 2013))

1. 視覚障害のある生徒の交流及び共同学習の事例(特別支援学級)

本事例は、中学校弱視特別支援学級在籍の生徒が各教科の学習のほとんどを通常の学級での交流及び共同学習として学んでいるケースである。当該生徒の支援のために特別支援学級の担当者だけではなく、その時間に指導を行っていない通常の学級の担当教師を支援担当者として割り当て、視覚障害の特性に対応した支援が行われている。本事例では視覚障害のある生徒に対する指導に際して、定期考査等の実施に関わる合理的配慮を含めて情報・コミュニケーションの配慮や学習内容の変更・調整等、様々な合理的配慮が教科ごとに行われており、拡大読書器などの視覚補助具、視覚障害の特性に応じた教材の変更調整など、適切に行うことが重要であることが考えられた。

2. 聴覚障害のある児童の事例

本事例は、聴覚障害の児童が、通常の学級に在籍

しながら学習を行っているケースである。児童は小学校の2年生までは特別支援学校（聴覚障害）に在籍して学習を続けていたが、学力が十分に伸びてきているため、本人の言語力、聴覚活用の状況、保護者の意向を受けながら、通級指導教室のある小学校に転校し、学習を行っている。教科指導時には、FM補聴システム（教師がFM補聴器用のマイクを使い、教師の音声を聞き取りやすくするシステム）を使用しながら通常の学級で学習を行い、児童が教室内のどこにいても、指導者の声が確実に届く配慮が採られている。また、週に3時間行われる通級による指導では、教科学習の中での新出語句の聞き取り状況の確認、運動会等の特別活動などで使われる用語の意味理解の確認、補聴器の聞き取り状況の確認が行われている。さらに特別な支援が必要な場合には、通級指導教室担当教員が時間割り等の調整を行い、通常の学級でのノートテイクが行われることもある。通級指導教室の担当者による障害理解の校内研修が実施され、全教職員が聴覚障害のある児童への配慮事項を理解している。校内の各教室の椅子には、テニスボールがはめられ、雑音を軽減する音環境の整備も行われている。

3. 知的障害のある児童の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）

A小学校では平成24、25年度の2年間、市教育委員会より研究委嘱を受け、ユニバーサルデザイン化を指向した授業の工夫をテーマに掲げて研究を行っている。学校長は、これを校内の特別支援教育を推進していく好機と捉え、全職員に対して、どの子にも分かりやすい授業づくりに努めるように繰り返し伝えている。さらに、学校長は日常的に教室に向向いて、児童の学習状況を把握するために、積極的に児童と関わり会話を交わしている。対象児の交流及び共同学習の音楽科の授業場面では、音楽発表会に向けた「合唱」に取り組む中、練習のグループ分けの際には、はげましの声掛けのサポートが行われていた。グループの演奏についての感想を記述する活動では、的確に記述できない場合には、口頭での答えでも可とするなど、対象児が円滑に音楽の授業に参加できるように配慮がなされていた。当初は、や

や緊張した表情ではあったが、低声部の合唱グループで、正しい音程でのびのびと歌う様子が見られた

4. 知的障害を伴う自閉症のある生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）

A中学校は、全校生徒数が約750名の大規模校で、2つの特別支援学級（知的障害と自閉症・情緒障害；学級担任2名、サポーター1名（市の非常勤職員））が設置されている。全職員がサーバーを通じて、口頭による打ち合わせだけではなく、文字化された情報を共有するようにしている。学年ごとの部会には、特別支援学級担任が所属し（うち1名は2つの学年部会に所属）、各学年で行われている取組などの情報を共有している。また、日頃から交流学級（特別支援学級に在籍する生徒が交流及び共同学習で共に学習している通常の学級）と特別支援学級の情報交換を行うように努め、特に配慮を要する生徒が進級する際には、年度末の学年部会の協議等を踏まえ、普段から関わりのある教員が交流学級の担任をしている。また、知的障害を伴う自閉症のあるBさんが交流及び共同学習を行う際には、教科担任はBさんを含めた授業の構成を検討し、Bさんの得意な活動を授業で取り入れたり、声かけなどを行ったりすることが、落ち着いて授業に参加できる要因となっていた。

5. 肢体不自由のある生徒の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）

Aさんは、平成24年度現在、B市立C中学校1年生、英語と数学が得意でパソコンで絵を描くことが好きな生徒である。B市立D小学校1年生の時に交通事故にあい、第二頸椎を損傷した。学校では車椅子で移動し、常時人工呼吸器を使用している。首から下は自分の意思では動かすことができず、健康面でも多くの配慮が必要であるが、知的な障害はない。特別支援学級に籍を置いているが、1校時と4校時以外は通常の学級でほとんどの授業を友達と一緒に受け（交流及び共同学習）、当該学年の教科内容を学習している。C中学校では、昨年までのD小学校での取組を引き継ぎ、Aさんの学校における学習や生活を支えている。小学校から中学校へと進学

したAさんの移行支援と、学習内容の変更・調整を中心に、それらの支援を可能にしている学校や地域の支援チームの取組が行われている。

6. 病気・身体虚弱の児童の交流及び共同学習の事例（特別支援学級）

病弱・身体虚弱特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の病気に応じた支援を必要とするとともに、日々の病状の変化に対応した支援も必要である。そのため、病気や病状により必要とする支援は大きく異なる。本事例は、小学校内に設置された病弱・身体虚弱特別支援学級に在籍し、通常の学級と交流及び共同学習を行っている色素性乾皮症（Xeroderma Pigmentosum）の児童の事例である。施設・設備の整備として、日光や蛍光灯の光などに含まれる紫外線を遮る必要があるため、使用する教室の全てと廊下の窓ガラスに紫外線防止（カット）フィルムを張り、紫外線が対象Aさんに照射しないようにしている。

7. 学習障害（LD）のある生徒の事例

本事例は中学校3年生の生徒で、支援が必要な生徒として校内委員会において名前が挙がった。行動面では課題はみられないものの、同じ学年の生徒と比べ、「計算」領域が「つまずきあり」、「推論する」「英語」「数学」で「つまずきの疑い」があり、学習障害（LD）の可能性が高いと判定された。当校は、通常の学級のみ为学校であるが、数年前から「学力向上－全ての生徒にわかる授業、魅力ある授業を目指して－」をテーマに研究に取り組み、教科の枠を超えて教員同士が協議できる土壌があった。授業改善といった切り口から個々の子どもの特別な教育的ニーズへの対応が行われていた。

8. 注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童の事例

本事例は小学校3年生の注意欠陥／多動性障害（ADHD）のある児童である。知的発達レベルは同年齢の児童と比較してやや低く、数や符号などの系列の短期記憶が弱い。日常的な事柄に関する一般的な知識は豊富である。授業は積極的に参加してお

り、発言もよくするが、しばしば突然話し始めたり、指示が最後まで聞けなかったりする。学習は、基本的な読み書きや計算はできるが、算数などの文章問題の読み取りに弱さがある。また、板書を写すことが苦手である。対象児童は、在籍校にある通級による指導を受けている。対象児童は、一度にたくさん情報（特に言葉や文章による情報）を整理することが苦手である。そこで、担任は、できるだけ具体物を使ったり、視覚的な手がかりを使ったりして情報を整理できるように工夫していた。算数の“大きな数”の導入のところで、数の大きさや単位を実物、色画用紙、マグネットなどを使って説明を行っていた。心理面の配慮では、よく考えないで思いついたことを衝動的に発言することがあるため、担任は、間違った回答をしても、それが失敗体験につながらないようにするため、机間指導により事前に学習状況を把握して、対象児童が自信をもって発表できる機会を設けたり、また、予期せぬ間違った内容についても学級の児童の学びを深めるための大切な意見として上手に取り上げたりしていた。

9. 高機能自閉症のある児童の事例

A市では、平成21年度から「マイスター教員制度」を実施している。「マイスター教員」とは、指導力に優れた教員に対して認定されるものであり、認定された教員は、他の教員に対して学級経営や授業に関する指導を行うとともに、教育センターで実施される研修講師としても活用され、学校枠を超えた全市的な教員の指導力向上を目指している仕組みである。対象児童を指導する通常の学級担任は、「マイスター教員」に認定されているベテラン教員であり、学級経営や授業に対しても、対象児童の特性を理解した上で様々な工夫や配慮を実施していた。また、対象児童は、近隣の小学校にある通級による指導の指導効果も加味されて、総合的に効果のある指導につながっていると想定できた。

IV 考察

1. 事例で挙げられた取組の整理

(1) 合理的配慮

1) 障害のない児童生徒と同じ学習環境で共に学ぶことへの取組

本報告書では、合理的配慮が何もなされていない状態では、障害のない児童生徒と共に学習や生活することが難しいと思われる障害のある児童生徒が、合理的配慮があることによって同じ学習環境で共に学ぶことが可能になっている事例を採り上げている。障害のある児童生徒が、同じ年齢の障害のない友達との学校生活や学習経験をすることが当たり前のこととして行われる状況が、「他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保」(中教審初中分科会報告書)することの具現化である、という認識が必要であろう。合理的配慮はその要となる観点である。

2) 学習の質の保障

同じ学習環境で共に学ぶことへの取組において考慮が必要なのは、そこで行われる学習の質を保障することが重要である。これは「教育的ニーズに的確に応える指導」(中教審初中分科会報告書)を行うために必要な合理的配慮といえる。

事例報告で記載された、学習内容の変更・調整および指導上の工夫等について、障害種毎の要点を次に述べる。

視覚障害のある場合は、学習環境・学習方法、学習を進めるにあたっての工夫、テスト作成上・実施上の工夫、評価の方法などの点で、手元を明るくし教材の文字のポイント数を大きくしたり拡大教科書を使用したりすること、視覚障害を補うために触覚を有効に活用すること、テスト用紙の紙質や実施時間の配慮、理科や技術などの実験や実技では安全確保をすることなど、できるだけ他の生徒と同様の学習内容を習得することができるような配慮や工夫が必要となる。

聴覚障害のある場合は、通常の学級では、教員の音声が届くFM補聴システム等による情報保障、教科書で使用される新出語句で聞き取りにくい音を含む語句の特別な指導、「歌」等の学習では子どもがコントロールできる範囲を考慮した評価、教科指導の際に児童生徒の聞こえを考慮し教師が明瞭な声・音量で話すこと、などがある。さらに、児童生徒の聞こえにくいことに対する情報保障と、聞こ

えていることを前提として作成された教科書の単元について指導法の工夫を行うこと、音楽の鑑賞等における評価内容の配慮が必要となる。

肢体不自由がある児童生徒の場合では、運動障害によって意思を表現したり操作をしたりという出力が困難になる部分についての学習内容や方法の変更・調整が大きなポイントとなる。パソコン等の支援機器を活用してコミュニケーションや筆記を行うこと、美術の制作・辞書を引く・調理実習など操作が必要な場面の代替方法の検討、パソコンで用いる教材の準備や事前の入力補助、移動や様々な生活場面で時間を要することへの配慮等が必要となる。

さらに、肢体不自由、病弱・身体虚弱のある児童生徒の場合で、健康への配慮が必要なケースでは、健康面へのケアを含めた日課の調整や、学習時間が限られる場合の学習内容の精選、等が大きな課題となる。

発達障害の児童生徒については、通常の学級に在籍しているが、障害特性や認知特性を踏まえた合理的配慮を行うことで、他の児童生徒と同様に必要な情報にアクセスし、学習活動を進めていくことが可能になると考えられる。事例では、通常の学級担任による障害特性や認知特性を踏まえた実践が行われていた。例えば、セルフコントロールが苦手な学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)のある児童生徒に対しては机間指導を行い、個別に学習の進め方の手がかかり(情報を整理するための手がかかり)を示していた。また、不注意のため全体への指示だけでは伝わりにくい注意欠陥/多動性障害(ADHD)の生徒には、段階的に指示の仕方を変えて内容が確実に伝わるようにしていた。抽象的な思考が苦手な高機能自閉症の事例では、教材の場面や状況をイメージさせるために具体物を使ったり、書くための手がかかりとして板書と同じ内容のプリントをノートに張ったりするなどの工夫も行われていた。

知的障害がある場合の事例(知的障害、知的障害を伴う自閉症)では、支援を受けながらの通常の学級における学び(交流及び共同学習)による、対象児童生徒の学習面、社会性の面での成長が報告されている。

おいて行われる合理的配慮について、「何をもってその合理的配慮がうまくいっていると判断するか」という点について議論を行ない、現段階では、次の4観点を満たしていることが重要であるという結論に至った。①障害のある児童生徒について一般的に必要とされる配慮に留まることなく、個々の子どもの実態や教育的ニーズに焦点をあてた配慮が行われていること。②児童生徒の成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮について継続的に検討・修正しながら対応を行っていること。③既存の制度や現状での基礎的環境整備を有効に活用し、小・中学校の設置者の予算で対応できていること。④障害のある児童生徒に合理的配慮を行うことで、当該児童生徒の学習目標の実現・達成に資していること。これらについては、継続した検討が必要であると考えられる。

*本稿は、「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究－具体的な配慮と運用に関する参考事例－」を基にまとめた。以下に本研究の組織（平成25年3月）を記載する。

〈研究組織〉

研究代表者

藤本 裕人（教育支援部 総括研究員）

研究分担者

齊藤由美子（企画部 主任研究員24年度 副代表）

玉木 宗久（企画部 主任研究員24年度 副代表）

廣瀬由美子（教育情報部 上席総括研究員23年度 副代表）

田中 良広（教育支援部 総括研究員23年度 副代表）

西牧 謙吾（企画部 上席総括研究員）

工藤 傑史（教育研修・事業部 総括研究員）

海津亜希子（教育支援部 主任研究員）

徳永亜希雄（教育支援部 主任研究員24年度より 研究分担者）

柘植 雅義（教育情報部 上席総括研究員）

大城 政之（教育情報部 総括研究員23年度 研究分担者）

岡本 邦広（教育情報部 主任研究員24年度より 研究分担者）

越膳 一也（特別研究員（派遣研究員） 24年度より研究分担者）

研究協力者

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課関係者

石塚 謙二（特別支援教育調査官）

下山 直人（特別支援教育調査官）

丹羽 登（特別支援教育調査官）

樋口 一宗（特別支援教育調査官）

吉田 道広（特別支援教育調査官）

大西 孝志（特別支援教育調査官）

文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

国立特別支援教育総合研究所（2008）. プロジェクト研究「交流及び共同学習」の推進に関する実地的研究」成果報告書.

国立特別支援教育総合研究所（2011）. 専門研究A「障害のある子どもの今後の教育についての基礎研究－インクルーシブ教育システムの構築に向けて－」成果報告書.

国立特別支援教育総合研究所（2013）. 専門研究A「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究－具体的な配慮と運用に関する参考事例－」成果報告書.

Research on special accommodation and instruction for students with special needs aimed at building inclusive education system: Informative examples of special accommodation and administration

FUJIMOTO Hiroto

(Department of Educational Information)

Currently, the outlook for building inclusive education system in Japan is not clearly defined, because the Convention on the Rights of Persons with Disabilities is still under consideration for ratification. This study was designed to identify teaching methods and other considerations for building inclusive education system, in which students with and without disabilities could learn together and participate in contemporary educational activities at school. We conducted field studies on the current status of teaching methods, and requirements of students with and without disabilities to learn together and summarized specific cases from the study. In summarizing reference cases of students with disabilities, teaching methods and other

considerations for such students were outlined according to the specifications of the novel concept that was declared in July 23, 2012: “Reasonable Accommodation,” and “Improvement of the Basic Environment,” as indicated by “Promotion of Special Needs Education in building inclusive education system for formation of a convivial society.” (Central Council for Education of the Elementary and Secondary Education Subcommittee.)

Key Words: Building Inclusive Education System, Reasonable Accommodation, Basic Environmental Improvements, Exchange and Joint Learning Activities

